

コード	都道府県立自然公園	合 計
2001	千本松原	0
2002	掛斐	503
2003	奥飛騨数河流葉	26
2004	宇津江四十八滝	8
2005	恵那峡	10
2006	胞山	55
2007	裏木屑	104
2008	伊吹	48
2009	土岐三国山	21
2010	位山舟山	23
2011	奥長良川	319
2012	野麦	4
2013	せせらぎ溪谷	11
2051	浜名湖	155
2052	日本平	23
2053	奥大井	99
2054	御前崎遠州灘	21
2101	南知多	89
2102	渥美半島	117
2103	段戸高原	37
2104	振草溪谷	19
2105	本宮山	67
2106	桜洲	17
2107	石巻山多米	28
2151	水郷	58
2152	伊勢の海	17
2153	赤目一志峡	192
2154	香肌峡	224
2155	奥伊勢宮川峡	456
2201	三上田上信楽	175
2202	朽木葛川	134
2203	湖東	39
2251	るり溪	1
2252	保津峡	0
2253	笠置山	1
2351	多紀連山	90
2352	猪名川溪谷	83
2353	清水東条湖	73
2354	朝来群山	145
2355	音水深林	54
2356	但馬山岳	321
2357	西播丘陵	62
2358	出石糸井	73
2359	播磨中部丘陵	52
2360	雪彦峰山	90
2361	笠形山千ヶ峰	56
2401	矢田	6
2402	吉野川津風呂	25
2403	月ヶ瀬神野山	5
2451	かつらぎ高野山系	12
2452	紀仙峡	18
2453	大池貴志川	5
2454	生石高原	16
2455	西有田	11
2456	白崎海岸	6
2457	煙樹海岸	18
2458	田辺南部海岸	11
2459	熊野枯木灘海岸	35
2460	大塔日置川	31
2501	三朝東郷湖	150
2502	奥日野	49
2503	西因幡	17
2551	清水月山	3
2552	宍道湖北山	100
2553	鬼の舌震	4
2554	立久恵峡	5
2555	竜頭八重滝	2
2556	江川水系	37

コード	都道府県立自然公園	合 計
2557	浜田海岸	6
2558	幡竜湖	1
2559	青野山	9
2560	千丈溪	0
2561	断魚溪観音滝	0
2601	高梁川上流	134
2602	吉備史跡	25
2603	湯原奥津	173
2604	吉備路風土記の丘	10
2605	備作山地	81
2606	吉備清流	54
2607	吉井川中流	75
2651	南原峡	8
2652	山野峡	5
2653	三倉岳	5
2654	竹林寺用倉山	6
2655	仏通寺御調八幡宮	12
2701	羅漢山	36
2702	石城山	28
2703	長門峡	56
2704	豊田	38
2751	箸蔵	7
2752	土柱高越	18
2753	奥宮川内谷	14
2754	大麻山	16
2755	東山峡	44
2756	中部山峡	49
2801	大滝大川	24
2851	肱川	6
2852	金砂湖	14
2853	奥道後玉川	56
2854	四国カルスト	46
2855	篠山	7
2856	佐田岬半島宇和海	16
2857	皿ヶ峰連峰	33
2901	手結住吉	8
2902	奥物部	92
2903	白髪山	4
2904	横倉山	1
2905	横浪	19
2906	入野	2
2907	宿毛	4
2908	龍河洞	14
2909	中津溪谷	16
2910	須崎湾	13
2911	興津	15
2912	安居溪谷	10
2913	四国カルスト	32
2914	北山	27
2915	魚梁瀬	15
2916	梶ヶ森	13
2917	鷲尾山	17
2918	工石山陣ヶ森	23
2951	筑豊	84
2952	筑後川	139
2953	矢部川	173
2954	背振雷山	75
2955	太宰府	162
3001	黒髪山	17
3002	多良岳	50
3003	天山	51
3004	八幡岳	10
3005	背振北山	78
3006	川上金立	32
3051	北松	40
3052	西彼杵半島	35
3053	野母半島	83
3054	大村湾	30

コード	都道府県立自然公園	合 計
3055	多良岳	80
3056	島原半島	30
3101	金峰山	73
3102	三角大矢野海辺	27
3103	芦北海岸	48
3104	小岱山	45
3105	矢部周辺	137
3106	市房山	118
3107	五木五家荘	305
3151	国東半島	139
3152	豊後水道	82
3153	津江山系	163
3154	神角寺芹川	107
3155	祖母傾	114
3201	祖母傾	247
3203	尾鈴	131
3204	西都原・杉安峽	9
3205	矢岳高原	5
3206	わにつか	57
3207	母智丘・関之尾	5
3251	阿久根	10
3252	川内川流域	79
3253	吹上浜	29
3254	坊野間	46
3255	大隅南部	17
3256	蘭傘田池	39
3257	高隈山	27
3258	瓶島	29
3259	トカラ列島	36
3301	久米島	55
3302	伊良部	4
3303	渡名喜	4
計		18,368

参考資料－3 都道府県コード

都道府県名	コード
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24

都道府県名	コード
滋賀県	25
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47

参考資料－4 第5回自然環境保全基礎調査、植生調査要綱

植生調査要綱

1. 調査目的・概要

1：50,000現存植生図は、自然環境の中で最も重要かつ基本的な構成要素のひとつである植生についてのわが国の基本図として、第2回および第3回自然環境保全基礎調査において全国土を対象に作成され、各種計画のための自然環境保全上の主要な基礎資料として活用されている。

一方、この種の図では、経年変化に対応し、図示内容の更新を継続的・均質的に進めていくことが重要である。

第4回自然環境保全基礎調査植生調査では、広域均質性・同時性・周期性の面で優れた地球観測衛星画像の解析によって抽出した植生変化区域データに基づき、現地調査・資料調査等を実施することにより、既存の1：50,000現存植生図作成時以後の植生の経年変化状況を把握し、図示内容の修正・補完を行った。

本調査は、第4回自然環境保全基礎調査植生調査以降の植生改変状況について、衛星画像解析結果を参考にして、現地調査・資料調査等により図示内容の修正・補完を行うものである。

2. 調査実施者

国が都道府県に委託して実施する。

3. 調査対象地域

1：50,000現存植生図の刊行されている地域について調査する。

4. 調査実施期間

- (1) 平成7年度を初年度とする2か年計画で実施する。
- (2) 各年度においては契約締結の日から同年度末日までとする。

5. 調査内容および調査方法

衛星画像解析による植生改変地のデータ、1：50,000現存植生図、植生に関する既存の調査研究成果、および空中写真判読結果等に基づいて資料調査および現地調査等を実施し、第4回植生調査で作成した1：50,000改訂現存植生図の表示内容を修正・補完すべき区域・箇所（以下、「修正区域」と記す）を抽出し、修正・補完する。

大きくは、衛星画像解析により抽出された植生改変状況の確認・修正調査（植生改変地補完調査）と、衛星画像解析では抽出されていない重要な、植生改変・変遷についての調査（植生図修正調査）に分かれる。

詳細については、「植生図修正・補完調査実施要領」〔別紙1〕による。

6. 調査結果のとりまとめ

受託者は調査結果に基づき、環境庁であらかじめ作成してある下記の図表について、加筆・修正を行う。

(1) 植生区分修正区域分布図

修正区域の領域および対照番号を示した分布図を、1:50,000の縮尺で表示したもの。

(2) 植生改変地補完調査票

衛星画像解析により抽出された植生改変地の現況植生区分、旧植生区分、改変原因等についてとりまとめたもの。

(3) 植生図修正地域一覧表

植生図の修正を行うべき区域の現況植生区分、は植生区分等を取りまとめたもの。

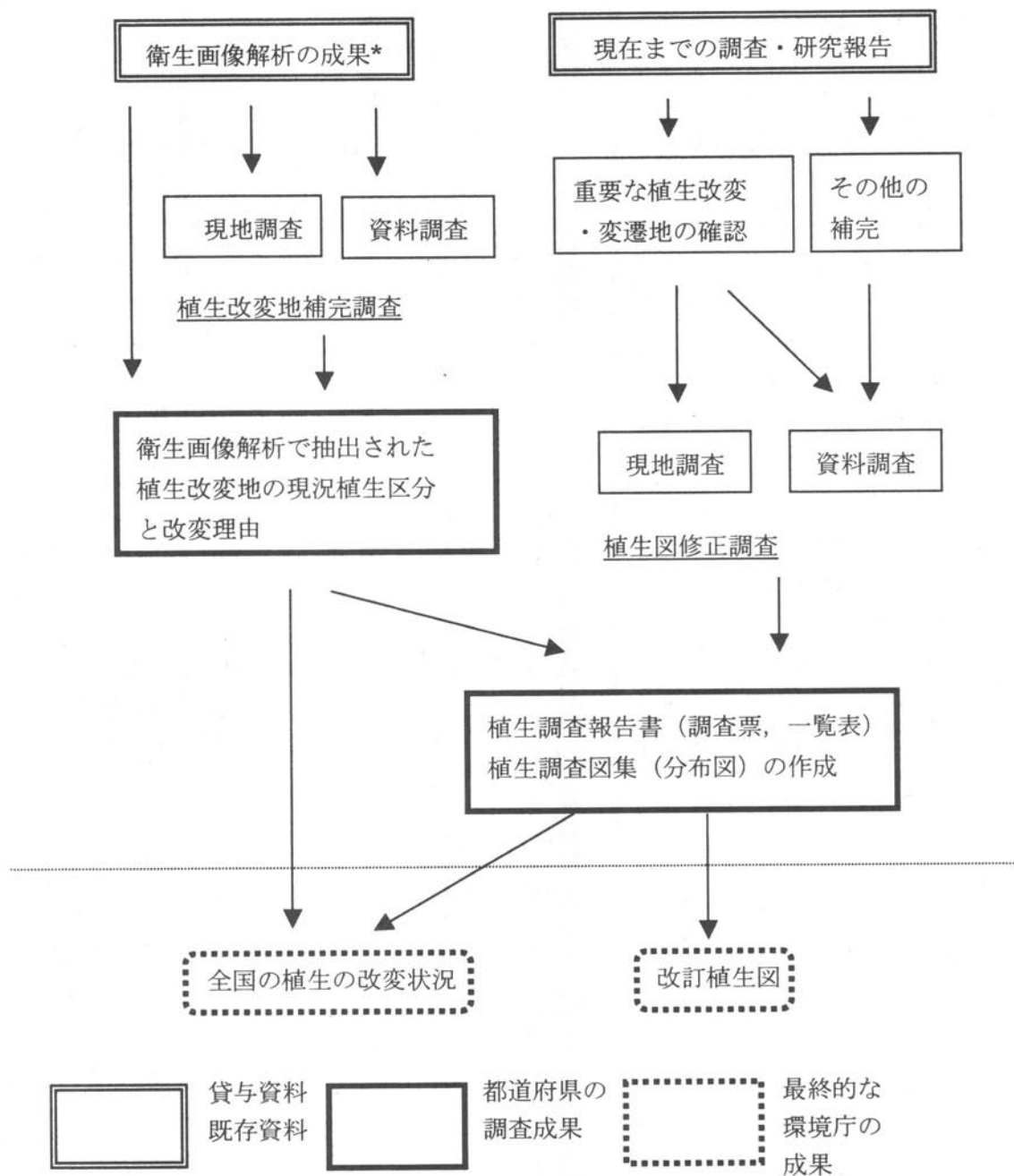
図・表ともに個々の修正区域に対照番号をつけ、相互に対照出来るようにする。

(1)は、「植生調査図集」にとりまとめ、(2)、(3)は、「植生調査報告書」に挿入する。

7. 調査結果の報告

受託者は調査結果をとりまとめ、「植生調査報告書」、「植生調査図集」、各々2部を、各々「植生調査報告書作成要領」〔別紙5〕、「植生調査図集作成要領」〔別紙6〕により作成し、環境庁自然保護局長あてに提出する。

8. 調査フロー



*…衛星画像解析の成果

- ・植生区分修正区域区分図（1：50,000，オーバーレイ図）
- ・植生改変地補完調査票
- ・植生図修正地域一覧表

[別紙1]

植生図修正・補完調査実施要領

1. 通則

第5回自然環境保全基礎調査植生調査／植生図修正・補完調査は、この実施要領に従って都道府県毎に行う。

2. 調査対象地域

1：50,000現存植生図の刊行されている地域について調査する。

3. 衛星画像解析により抽出された植生改変地の確認のための現地・資料調査

(以下、「植生改変地補完調査」と呼ぶ)

(1) 「植生区分修正区域分布図」(衛星画像解析の成果、以下同じ)に示された植生改変地のうち、環境庁で画像判読に不確実性が残るとしたものについて、以下に示す方法で確認する。

ア) 衛星画像・空中写真・地形図等の資料、土地利用、開発計画に関する調書・図面、植生に関連する既存の調査資料等を活用して、現況植生区分、改変理由を確認する。

イ) 上記のうち、重要な植生改変地と判断される所については、現地で現況植生区分、改変理由を確認する。

4. 植生図修正のための現地・資料調査

(以下、「植生図修正調査」と呼ぶ)

- (1) 衛星画像の解析では抽出困難な小群落等の変遷や、重要と認められる群落の変遷、植生改変地の植生回復等に基づく現況植生区分等を資料調査または現地調査により把握する。

※都道府県が調査を行う対象としては、例として以下に示すようなものが考えられる。

- ・旧植生区分が自然植生（植生自然度10、9）である改変地
- ・衛星画像では抽出されない寺社林等の小規模な群落
- ・回復の困難な湿原、亜高山帯等に生育する群落
- ・松食い虫被害等の広域にみられる群落構造の変化が予想される地域
- ・ブナ林等の伐採跡地で、衛星画像から植生の回復が予想される地域

など

- (2) その他、前回調査以降の知見により、現存植生図の表示内容に修正すべきものがある場合も、「修正区域」として整理する。

- (3) なお、衛星画像解析により抽出され一た改変地については、3. の「植生改変地補完調査」の結果をそのまま採用する。また、補完調査を行わなかった箇所については、原則として環境庁で判読した現況植生区分を採用する。

5. 植生区分修正区域の凡例区分・対照番号

- (1) 凡例区分は、原則として第2・3回調査における環境庁の「植生図凡例一覧表（増補改訂版）－昭和54年4月－」（以下「凡例表」と記す）に示す凡例区分によって行う。

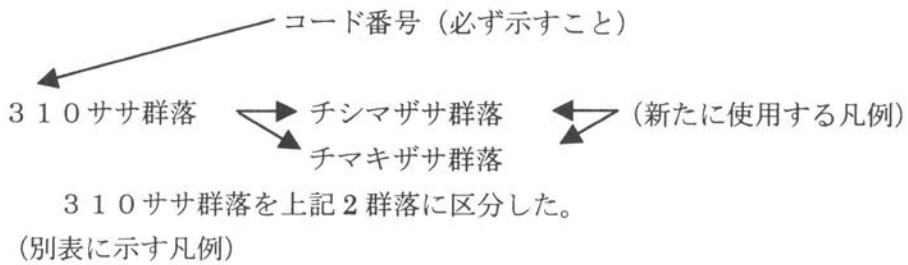
- (2) 調査書が必要と認める場合は、凡例表に示す群落名以外の新たな群落名を追加使用することが出来る。この場合は、必ず当該群落の「植生調査表」（群集の場合は「組成表」）[別紙7]を作成・添付*するとともに、新たな群落名と凡例表に示す群落名との対応関係を記載する（例1～4）。

- (3) 各修正区域の対照番号は、原則として「植生区分修正区域分布図」に示された対照番号とする。なお、この調査で新たに抽出された修正区域については、前者と区別が出来るように適当な飛び番を行って新たな対照番号を付ける。

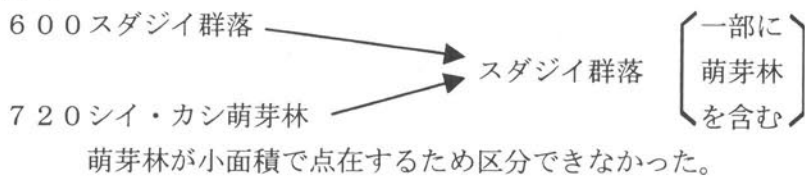
*…凡例表に既に記されている群落については「植生調査表」

（または「組成表」）は作成する必要は無い。

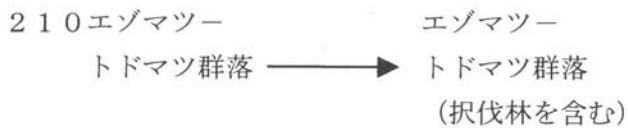
(例 1)



(例 2)

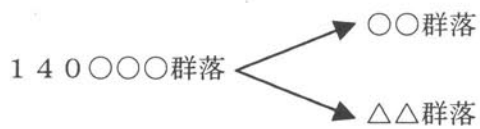


(例3)



択伐林を含むが、ほとんど自然林に近い状態であるため、あえて区分しなかった。

(例4)



本件における140〇〇〇群落は、その特徴から特に〇〇群集及び△△群集に分離した。